Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 14 April 2020



# JSG ニュースレター

財政部が「重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)の感染拡大の影響に伴う納税義務者の納税延期又は分納申請に係る税務当局の受理及び審査に関する原則」を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾政府は、納税義務者による納税の延期又は分納手続きを速やかに支援し、税務当局の審査手順の迅速化を図るため、財政部が 2020 (民国 109) 年 3 月 25 日付で台財税字第 10904537900 号令(詳細については行政院公報をご参照ください。)を公表し、税務当局が感染拡大の影響に伴う納税義務者からの納税延期又は分納申請を受理する際の審査に関する原則を定めました。当該審査原則のポイントは、下表のとおりです。

項目		審査に関する原則
税目	1.	国税:総合所得税、土地建物一体課税
		(中国語:房地合一所得税)、営利事業
		所得税、営業税、貨物税、タバコ・酒
		税、特種貨物及び労務税
	2.	地方税:家屋税、地価税、鑑札税
	3.	当該の各種税目の利息、延滞金、滞納
		金、罰金
適用対象	_ `	営利事業(事業者、製造業者又は機関・団
		体)
	1.	中央目的事業主管機関が、「重度の特殊感
		染性肺炎(COVID-19)予防と感染に係る
		負担軽減の促進に関する特別条例」第9条
		第 3 項にて定める以下の負担軽減の促進又
		補償に係る弁法に基づき、負担軽減に関す
		る措施を実施する場合(財政部ホームペー
		ジの添付資料を参照のこと。)
		i. 延期期限:納税義務者からの期限延期
		の申請に基づき、最長 1 年を限度とし
		て許可する。
		ii. 分納期数:納税義務者からの分納申請
		に基づき、最大 36 期を限度として許
		可する。
	2.	そのほか、感染拡大の影響により、短期間
		のうちに営業収入が急激に減少(2020
		(民国 109 年)1 月以降の連続 2 ヶ月の平
		均営業収入が 2019(民国 108)年 12 月以
		前の 6 ヶ月間又は前年同期の平均営業収入
		と比較して、15%減少している場合など)
		し、規定する納付期間に税金を全納できな
		い場合
		i. 延期期限:納税義務者からの期限延期
		の申請に基づき、事情を斟酌し、1 か
		月から 12 ヶ月までの延期を許可す
		る。

ii. 分納期数:納税義務者からの分納申請 に基づき、事情を斟酌し、2期から36 期までの分納を許可する。

## 二、 個人

- 1. 中央目的事業主管機関が、「重度の特殊感 染性肺炎(COVID-19) 予防と感染に係る 負担軽減の促進に関する特別条例」第9条 第3項にて定める以下の負担軽減の促進又 補償に係る弁法に基づき、負担軽減に関す る措施を実施する場合(財政部ホームペー ジの添付資料を参照のこと。)
  - i. 延期期限:納税義務者からの期限延期 の申請に基づき、最長1年を限度とし て許可する。
  - ii. 分納期数:納税義務者からの分納申請 に基づき、最大 36 期を限度として許 可する。
- 2. 営利事業(事業者、製造業者又は機関・団 体)に従事し、感染拡大の影響により、労 工行政主管機関に勤務時間の減少・休暇の 実施を報告する場合
  - i. 延期期限:納税義務者からの期限延期 の申請に基づき、最長1年を限度とし て許可する。
  - ii. 分納期数:納税義務者からの分納申請 に基づき、最大 36 期を限度として許 可する。
- 3. そのほか、感染拡大の影響(給与削減、自 己都合以外の退職、又は当月の本来の勤務 日数の二分の一以下の日数で勤務した月が 2 ヶ月になった場合など)により、規定す る納付期間に税金を全納できなくなった場 合

	<ul> <li>i. 納税義務者からの期限延期の申請に基づき、事情を斟酌し、1ヶ月から12ヶ月の延納を許可する。</li> <li>ii. 分納期数:納税義務者からの分納申請に基づき、事情を斟酌し、2期から36期の分納を許可する。</li> </ul>
申請期限	<ul> <li>納税義務者が納税の延期又は分納を申請する場合、規定する納付期間内に、申請書(詳細は、行政院公報を参照のこと。)及び関連する証明書類を管轄の税務当局に提出し、申請を行わなければならない。</li> </ul>
期限までに納付しない場合	税務当局は、該当する期の納付期限日の翌日から3日以内に、納付されていない残りの税金について納税義務者に通知書を発送し、納税義務者は10日以内に全納しなければならない。期限を過ぎても納付しない場合は、強制執行の手続きに移る。
施行期間	● 2020 (民国 109) 年 1 月 15 日から 2021 (民国 110) 年 6 月 30 日まで

## 勤業衆信の見解

納税義務者の 2020 (民国 109) 年度所得税確定申告について、税務 調査徴収法 (中国語:税捐稽徴法) 第 26 条の納税延期又は分納に係 る規定の適用を申請した場合、重度の特殊感染性肺炎 (COVID-19) による影響に該当するために税務調査徴収法第 10 条の納税申告期限 の延期が適用可能となる場合を除き、規定する期限に基づき確定申告を行わなければなりません。営利事業が会計師による監査又は青色申告書を適用し、期限内に確定申告が行われていなかった場合、所得税 法第 39 条の繰越欠損金などの優遇規定は適用できなくなります。納税義務者は、感染拡大の影響による政府の支援を有効に活用するため、規定する期限に基づき確定申告を行い、申告期限日までに税務当局に納税の延期又は分納を申請し、税務当局が許可した期限に基づいて納税しなければならない旨、ご留意ください。

# 【参考(「重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)予防と感染に係る 負担軽減の促進に関する特別条例」抜粋)】

### 第9条

重度の特殊な感染性肺炎の影響により、経営に困難が生じている 産業、事業、医療機構及び関連の従業員及び職員は、目的事業の 主管機関による負担軽減、助成、促進措置、並びに従業員及び職 員に対する必要な支援を受けることができる。

医療機構が中央流行疫情指揮中心の疾病予防の求めに応じて診察 を停止する場合、政府は適切な補償を行わなければならない。

前2項の産業、事業、医療機構の認定、負担軽減、助成、補償、 促進措施の項目、基準、金額及びその他の関連事項に係る弁法に ついては、目的事業の各中央主管機関が制定し、行政院の承認を 得る。

## 【参考(台湾「税務調査徴収法」条文抜粋)】

#### 第10条

天災、不可抗力等により、法で定めた納付期間に遅延が生じた場合、当該の管轄税務当局は、実際の状況を考慮してその納付期間 を延長し、公表することができるものとする。

### 第 26 条

納税義務者が天災、不可抗力等による影響を受けている、又は経済的に不利な状況にある等の要因により、法定期間内に全納できない場合、規定の納税期間内に税務当局に納税の延期又は分納を申請することができる。当該の納税の延期又は分納の期間は3年を超えることはできない。

前項の天災、不可抗力等による影響を受けている、又は経済的に不 利な状況にある等の要因の認定及び実施方法に係る弁法は、財政部 が定めるものとする。

# 【参考(台湾「所得税法」条文抜粋)】

#### 第 39 条

過年度の営業の損失は、当年度に計上することはできない。但 し、会社組織の形態をとる営利事業が会計帳簿を完備し、損失及 び控除申告年度に第 77 条で定める青色申告書を使用又は会計師 による監査を実施し、期限までに申告している場合、当該管轄の 税務当局によって査定された過去 10 年以内の各期の損失につい て、当年純利益から控除した後、再度査定することができる。

中華民国 98(2009) 年1月6日に改正した本法条文を施行する前 に、前項のただし書きの規定に合致する会社組織の形態をとる営利 事業が、税務当局によって査定された過年度の損失について、法に 基づき控除を完了させていなかった場合、改正及び施行の後に、改 正後の規定を適用する。



Get in touch

JSG ホームページ

http://www.deloitte.com.tw/jsg/



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのグローバルネットワーク組織 を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよ びそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte ("DTTL") はクライアントへのサ ービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド(Deloitte AP)は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファー ムです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立 した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マ ニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む100を超える都市でサービス を提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体 的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネ ットワーク組織("Deloitte ネットワーク")は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供して いるとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワ ークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利

Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 14 April 2020



## 日商組新聞稿

財政部發布「稅捐稽徵機關受理納稅義務人因嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則」

政府為及時協助納稅義務人辦理延期或分期繳納稅捐,並加速稅捐稽徵機關審核作業流程,財政部 3 月 25 日發布台財稅字第 10904537900 號令 (請詳行政院公報),訂定稅捐稽徵機關受理納稅義務人因疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則,該審認原則內容重點如下表。

項目		審核原則
稅目	1. 2. 3.	國稅:綜合所得稅、房地合一所得稅、營利 事業所得稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特 種貨物及勞務稅、 地方稅:房屋稅、地價稅、使用牌照稅 各該稅目之利息、滯報金、怠報金及罰鍰

#### 對象

## 一、 營利事業(營業人、產製廠商或機關團體):

- 1. 經中央目的事業主管機關依紓困特別條例第九條 第三項所定下列紓困振興或補償紓困辦法,提供 紓困相關措施者(請財政部內連結附表)
  - i. 延期期數:依納稅義務人申請延期期限予以核 准,最長以一年為限
  - ii. 分期期數:依納稅義務人申請分期期數予以核 准,最長以三十六期為限
- 2. 其他因受疫情影響·致短期間內營業收入驟減 (例如自109年1月起任連續二個月·其平均營 業額較108年12月以前六個月或前一年同期平 均營業額減少達百分之十五)·不能於規定繳納 期間一次繳清稅捐者
  - i. 延期期數:依納稅義務人申請延期期限·酌情 核准延期一至十二個月
  - ii. 分期期數:依納稅義務人申請分期期數‧酌情 核准分期二至三十六期

## 二、 個人:

- 1. 經中央目的事業主管機關依紓困特別條例第九條 第三項所定下列紓困振興或補償紓困辦法,提供 紓困相關措施者(請財政部內連結附表)
  - i. 延期期數:依納稅義務人申請延期期限予以核 准,最長以一年為限
  - ii. 分期期數:依納稅義務人申請分期期數予以核 准,最長以三十六期為限
- 2. 因所服務營利事業(營業人、產製廠商或機關團體)受疫情影響向勞工行政主管機關通報實施減班休息者
  - i. 延期期數:依納稅義務人申請延期期限予以核 准,最長以一年為限
  - ii. 分期期數:依納稅義務人申請分期期數予以核 准,最長以三十六期為限
- 3. 其他因受疫情影響(例如被減薪、非自願離職或工作日占當月原應工作日二分之一以下月份達二個月),致不能於規定繳納期間一次繳清稅捐者
  - i. 延期期數:依納稅義務人申請延期期限·酌情 核准延期一至十二個月
  - ii. 分期期數:依納稅義務人申請分期期數‧酌情 核准分期二至三十六期

#### 申請期限

 納稅義務人申請延期或分期繳納稅捐者,應於 規定繳納期間內,檢員申請書(請詳<u>行政院公報</u>) 及相關證明文件向管轄稅捐稽徵機關提出申 請。

未如期繳納者	•	稅捐稽徵機關應於該期繳納期間屆滿之翌日起 三日內·就未繳清之餘額稅款·發單通知納稅
		義務人·限十日內一次全部繳清;逾期仍未繳納者·移送強制執行。
施行期間	•	109年1月15日至110年6月30日

#### 勤業眾信觀點

納稅義務人 109 年度所得稅結算申報案件,如申請適用稅捐稽徵法第 26 條延期繳納或分期繳納規定,除符合受嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19)影響得適用稅捐稽徵法第 10 條展延申報繳納期限案件外,仍應依規定期限辦理結算申報。營利事業採用會計師簽證或藍色申報書者,如未依限辦理結算申報,將不能適用所得稅法第 39 條虧損扣除等優惠規定。提醒納稅義務人應依規定期限辦理結算申報,並於申報期限屆滿前向稅務機關申請延期繳納或分期繳納,並依稅務機關核准期限繳納稅款,以善用政府提供的協助因應疫情的衝擊。

## 【參考(嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)防治及紓困振興特別條例 摘錄)】

#### 第9條

受嚴重特殊傳染性肺炎影響而發生營運困難之產業、事業、醫療 (事)機構及相關從業人員,得由目的事業主管機關予以紓困、補 貼、振興措施及對其員工提供必要之協助。

醫療機構因配合中央流行疫情指揮中心防疫需要而停診者,政府應予適當補償。

前二項之產業、事業、醫療(事)機構之認定、紓困、補貼、補償、 振興措施之項目、基準、金額及其他相關事項之辦法,由各中央目的 事業主管機關擬訂,報行政院核定。

## 【參考(稅捐稽徵法摘錄)】

#### 第 10 條

因天災、事變而遲誤依法所定繳納稅捐期間者,該管稅捐稽徵機關, 得視實際情形,延長其繳納期間,並公告之。

## 第 26 條

納稅義務人因天災、事變、不可抗力之事由或為經濟弱勢者,不能於 法定期間內繳清稅捐者,得於規定納稅期間內,向稅捐稽徵機關申請 延期或分期繳納,其延期或分期繳納之期間,不得逾三年。 前項天災、事變、不可抗力之事由、經濟弱勢者之認定及實施方式之 辦法,由財政部定之。

## 【參考(所得稅法摘錄)】

#### 第 39 條

以往年度營業之虧損,不得列入本年度計算。但公司組織之營利事 業,會計帳冊簿據完備,虧損及申報扣除年度均使用第七十七條所稱 藍色申報書或經會計師查核簽證,並如期申報者,得將經該管稽徵機 關核定之前十年內各期虧損,自本年純益額中扣除後,再行核課。

本法中華民國九十八年一月六日修正之條文施行前,符合前項但書規 定之公司組織營利事業,經稽徵機關核定之以前年度虧損,尚未依法 扣除完畢者,於修正施行後,適用修正後之規定。



## Get in touch

#### 日商組官方網站

http://www.deloitte.com.tw/jsg/



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL"),以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為 具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更 名。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司,也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員, 皆為具有獨立法律地位之法律實體,提供來自 100 多個城市的服務,包括:奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、 雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成·僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身 的行動前·請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人·Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任 何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利